住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

何人でも住民票の写し等の交付を請求できるという<u>現行の交付制度を**見直し**、個人情報保護に十分留意した制度として**再構築**するとともに、**転出等の際の本人確認を厳格化し、なりすましの防止**を図る。</u>

住民票の写し等関係

- 〇住民票の写し等の交付を請求できる場合を限定
- ① 自己又は自己と同一世帯に属する者による請求
- ② 国・地方公共団体の機関による請求
- ③ ①②以外のものであって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由があるものによる請求(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)
 - ○住民票の写し等を交付する際の本人確認について規定

転出・転入等の届出関係

○転出・転入等の届出の際の本人確認について規定

その他

○偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付に対する制裁措置 の強化(過料の罰金化等)

施行期日

〇公布の日(H19.6.6)以後1年を超えない範囲内において政令で定める日